

事務作業や施設管理など、まずは相談ください

久留米市シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じ、地域社会に貢献することを目的とした公益社団法人です。

事務・人手不足分野の仕事も引き受けています

企業の人手不足を解消するために、臨時的・短期的・軽易な業務を「シルバー人材センター」がお手伝いします。除草や剪定など屋外作業のイメージが強いシルバー人材センターですが、簡単な一般事務や受付、施設管理なども引き受けています。

コロナ禍の影響により、オフィスの清掃や車の清掃、消

毒作業などの依頼も増えています。このほか、農作業補助、介護補助など慢性的な人手不足の解消のお手伝いもしています。

仕事内容や利用料金など、気軽に相談してください。

※高齢者にとって、危険と判断される作業などは受注できません



☎(公社)久留米市シルバー人材センター ☎0942-35-5229 ☎0942-35-5974 所西町873-7

性別や年齢、障害や病気の有無に関わらず、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自ら選択できる社会の実現のため、国は、働き方改革を進めています。

市は、雇用に関して他の事業所の参考になる市内事業所を探しています。右記のいずれかの取り組みが進んでいる事業所がありましたら、ぜひ紹介をお願いします。

紹介いただける場合は、令和5年5月15日(月)までに、下記問い合わせ先へ連絡してください。

☎労政課

☎0942-30-9046 ☎0942-30-9707

✉rousei@city.kurume.lg.jp

対象の取り組み	以下のようなことを聞いた
1 障害者の積極的雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者を雇用し、労働者の仕事への定着に向けた取り組みが素晴らしい。 ● 法定で定められた率を超えて雇用が継続して行われている。
2 仕事と家庭の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護休業を取得し、復職した人が現在も雇用されている。 ● 短時間勤務制度等の利用実績があり、復帰しやすい職場環境が整備されている。
3 女性労働者活躍	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場において、待遇の男女均等化を進め、管理職の割合が男女に偏っていない。 ● 女性労働者を育成するための研修制度や相談員の配置などの環境が整備されている。

ストップ、マタハラ

「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です

妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇・雇い止め・降格などの働く人にとって不利益な取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」)は、法律で禁止されています。

男女雇用機会均等法第11条の3及び育児・介護休業法第25条では、職場における妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。

事業主が雇用管理上講ずべき措置等

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

☎労政課 ☎0942-30-9046 ☎0942-30-9707